

入札説明書等配布一覧表

物品等の名称 [道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 （添付様式） ・ 一般競争入札参加資格確認申請書 ・ 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書 ・ 競争入札に関する質問書 ・ 入札書 ・ 委任状	1 部
2	仕様書	1 部
3	応札物品仕様書（提出用）	1 部

（注） 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県置賜総合支庁建設部建設総務課

入 札 説 明 書

道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

（１）契約に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒992-0012 米沢市金池七丁目 1 番 50 号

山形県置賜総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号 0238(26)6070

yokitamakensetsu@pref.yamagata.jp

（２）仕様書に関する事務を担当する部局等

〒992-0012 米沢市金池七丁目 1 番 50 号

山形県置賜総合支庁建設部道路計画課維持管理担当 電話番号 0238(26)6080

yokitamadoro@pref.yamagata.jp

2 入札参加者の資格

（１）「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）」から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

（２）公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加者資格及び応札物品仕様書の審査等

（１）本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書並びに本件調達物品に係る応札物品仕様書を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書の審査を受けなければならない。

（２）提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

（ア）一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）

（イ）塩特定販売（輸入販売）業又は塩卸売業に係る税関長又は財務局長の登録書（税関長又は財務局長印のあるもの）の写し

イ 応札する物品の仕様に関する書類

（ア）競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第 2 号）

（イ）応札物品仕様書

別紙様式により作成すること。

① 調達をする物品等の仕様書の内容を網羅していること。

② 調達をする物品等の製造元又は生産地、品質・規格を明示していること。

（３）上記（２）の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出す

る場合は、PDF形式で送付すること。

- (4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 応札物品仕様書の審査については、当該仕様書が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が公告で示した各項目の性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があります、提出者はこれに応じるものとする。
- (6) 申請書及び応札物品仕様書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果及び応札物品仕様書の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年10月22日（木）までに通知する。
- (2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書の審査においてその内容が本件調達物品の仕様に適合すると認められたものについてのみ行うことができるものとする。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年10月20日（火）午後5時までに契約担当部局に別紙様式第7－1号により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。なお、郵送等による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1) の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、置賜総合支庁（本庁舎）建設部閲覧所において閲覧に供する。

6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物品等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第8号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める（書留郵便に限る。）。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和8年10月27日（火）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第9号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格は、輸送費、登録及び関税等通常取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

11 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

12 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、規則の規定による物件購入契約約款（昭和 39 年 8 月県告示第 707 号。）による。
- (7) 契約締結にあたっては、4 により通知を受けた応札物品仕様書の内容を変更することはできない。
- (8) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

令和 年 月 日

山形県置賜総合支庁長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記の物品の調達等に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達物品等の入札公告日及び名称
（１）入札公告日 令和 8 年 10 月 8 日
（２）物品等の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）
- 2 添付書類
- ・ 塩特定販売（輸入販売）業又は塩卸売業に係る税関長又は財務局長の登録書（税関長又は財務局長印のあるもの）の写し

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日

山形県置賜総合支庁長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

下記物品の調達等に係る応札物品仕様書について、別添のとおり提出しますので
審査されたく申請します。

記

1 調達物品等の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和 8 年 10 月 8 日

(2) 物品等の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）

2 提出書類

(1) 応札物品仕様書

令和 年 月 日

山形県置賜総合支庁長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記物品の調達等に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

- 1 調達物品等の入札公告日及び名称
- （1）入札公告日 令和 8 年 10 月 8 日
- （2）物品等の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）

2 質問事項等

入札書	
令和 年 月 日	
山形県置賜総合支庁長 殿	
入札者 住所又は所在地 氏名又は名称及び 代 表 者 名	
⑩	
〔 代理人氏名 ⑩ 〕	
山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。	
記	
入札金額	¥ (1キログラム当たり)
入札保証金額	免除
品名及び規格	道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） (規格は入札説明書及び仕様書のとおり)
数 量	605,000kg (予定数量)
納入場所 又は引渡場所	発注者が指定する場所
納入期間 又は引渡期限	発注者と受注者で合意した日から令和9年3月31日まで
摘 要	

備考 「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

- ※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）
- ※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

委 任 状

令和 年 月 日

山形県置賜総合支庁長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

私は を代理人と定め、下記の権限を

(使用印鑑)

委任します。

記

- 1 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の入札並びに見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

応 札 物 品 仕 様 書（提出用）

【道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）】

1 住所又は所在地

2 氏名又は名称

3 調達物件の製造元又は生産地

4 品質及び規格

項目及び基準		記 入 欄
塩化ナトリウム純度	95%以上	%
含 水 率	1.0%以下	%
平 均 粒 径	$0.5\text{mm} \leq D50 < 2.0\text{mm}$	mm
最 大 粒 径	5.6mm 未満（粗粒子分）	mm
最 小 粒 径	0.25mm 未満が 5%以下（微粒子分）	%
有 害 物 質 等 凍結抑制剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防 止法の排水基準（27 項目）のうち揮発性物質（11 項目） を除いた 16 項目（別表）の基準に適合すること。		別表のとおり

(別表) 有害物質の種類と許容限度

有害物質の種類	許容限度	記 入 欄
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	
シアン化合物	1mg/L	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物	0.1mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L	
ふっ素及びその化合物	8mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	

※「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

○袋について

袋は湿気を通さない材質とすること（紙、ビニールは問わない）